

翻 訳

中国における貿易の国家独占制を めぐる論争（Ⅳ）

中国対外経済貿易における統一対外の客観的必要性*

童 書 興 著
片 岡 幸 雄 訳

統一対外、われわれの常々いう三つの統一（統一計画をたて、統一政策を行い、外に対して統一してことにあたる）は、その本質からすると、わが国企業が世界市場に参入していく場合の行動上の一致、力を一つにして、効率的に外国資本と競争し、国家の利益を守ることを保障するためのものである。統一対外はわが国対外経済貿易の発展の客観的な要求であり、人間の主観的意志によって変えられないものである。この原則に違反すれば、わが国の対外貿易の発展は挫折し、国家の経済利益が重大な損失を被り、わが国製品の世界市場における競争力が弱まり、経済的地位がおちていくことになる。このことは事実証明された真理である。

一 世界市場における独占の高まりとわが国の統一対外

世界市場は貿易経営権をもつわが国企業の活動の舞台であり、競争に入っていく場である。わが国企業のここにおける活動については、現下の世界市場における独占の高まりなり、競争の形式の変化なりの特徴を考えな

* 童書興『統一対外是發展我国対外経済貿易的客観需要』、「国際貿易問題」、1986年 第2期掲載論文。

なければならない。自由競争時代の資本主義にあっては、世界市場は確かに自ずから出てくる変動と、数え切れないほどの企業の盲目的な自由競争が行われていた。そこでは独占の操縦とかはなく、需給の変化に基づいて形成された価格水準によって、販売なり購買なりが行われるということが特徴であった。しかし、帝国主義の段階になると、状況は大きく変化した。市場の独占性は高まり、価値法則の自動的な作用のほかに、同時に独占の市場の需給および価格に対する支配が現われてきたのである。したがって、われわれはこのことを正視しなければならなくなった。

世界市場における独占の高まりは、一つの面としては、資本主義国家の対外貿易がますます私的独占資本の手に集中していく過程として現われる。同時にまたそれは、国家独占資本が対外経済活動に対する干渉を強め、自国の貿易組織の集中と連合を推し進め、国家資本自体国营会社を設立して、一連の重要商品の輸出入を独占的に行うようになる。資本主義の国では、独占貿易の私的独占組織には3つの種類がある。第一は、巨大貿易商社、二番目は国際的な工業独占企業、すなわち外国籍企業、三番目はカルテルの形式をとった独占の連合である。この3種類の独占組織は資本主義国の大部分の対外貿易を支配している。

例えば、1981年における日本の6大総合商社は日本の全輸出の40%以上を占めており、全輸入の50%以上を占めている。巨大貿易会社は多くの原料商品の販売を独占している。例えば、3つの会社が資本主義世界のバナナ市場の販売額の70~75%を支配している。5つの会社は資本主義世界のココア市場の販売額の75%を支配している。6つの会社は煙草市場の販売額の85~90%を支配している。15の会社は綿花市場の販売額の85~90%を支配している。多国籍企業が勃興してくるのは、第二次世界大戦後の世界経済における重要な現象である。1977年のアメリカの全輸出の36%、輸入の39%は多国籍企業の内部貿易である。英国の多国籍企業内の貿易は、1981年には英国の全輸出の31%を占めていた。国連貿易開発会議の推計によると、いま世界貿易の30%は多国籍企業の内部貿易である。資本主義国

家の対外貿易は巨大独占貿易商社と国際的な工業独占企業を通して支配されているのみならず、横の関係を通して、すなわち同一業者の輸出或いは輸入カルテルを通して支配されているのである。

戦後多くの資本主義国は競争並びに反独占に関する法をつくり、一面で競争を提唱し、競争を通して市場に経済を調節させる職能をもたせ、技術進歩を促し、資源を効率的に配置しようとした。また、企業がお互いに結びつき、市場を分割し、商品の販売価格、数量を統一的に決めるという方式の独占に反対し、禁止してきた。しかし、彼らは競争を提唱し、独占に反対するのは国内にたいしてのみであって、外国にたいしては自国の企業がお互いに過当競争することは引っ込めて、連合するように主張するのである。カルテルを組織するのは国内では違法であるが、外国にたいしては合法的なのである。輸出と輸入カルテルは資本主義企業が連合して外国に対抗する一つの組織形式なのである。

第二次世界大戦の間、輸出カルテルは国際貿易の主要な手段の一つであった。当時この形態の独占的連合は世界貿易の30～50%を支配していた。第二次世界大戦後、多国籍企業は多くの国家で生産と販売機構をつくり上げた。また、その他の貿易組織、例えば共同経営の会社、貿易商社などによってますます際立った地位になっている。カルテルの市場独占の影響は戦前ほど大きくはない。そうとはいえ、輸出カルテルはやはり資本主義国家での世界商品市場の分割と支配の一つの重要な形となっている。

OECD 部長級理事会制限的商慣習に関する専門家委員会が1984年の報告の中で挙げている概略資料によると、1983年現在日本にはすべてで53の輸出カルテルがある。この内訳は織物にかんする輸出カルテル27、機械・設備9、化学工業品6、雑品5、金属製品4、農産物および漁業製品2となつている。1918年にアメリカ議会を通ったウェブーポメリン輸出貿易法では、輸出企業は協会を作ってもアンチ・トラスト法の制約を受けないことになっている。このような協会は、実際は輸出カルテルである。1982年末、アメリカのこのような協会は42、その商品範囲はパルプ、繊維、レ

コード、紡織機械、硫黄、石炭、農産品、果物、野菜、生もの、干物、冷凍の鶏、米、綿花などに及ぶ。イギリスでは1973～1980年の間に結ばれた輸出協定は機械製品で6、消費財2、生産的サービス2、消費財サービス1となっている。西ドイツでは電気機械製品(電子製品を含む)、化学工業品、機械、食品、鉄鋼等の製品の輸出カルテルがある。1982年輸出カルテルの対象となっているものは、全輸出の2%を占める。デンマークでは正式登録されているカルテル協定は17(その中の5つはすでに失効した)あり、12はデンマーク企業が組織する輸出カルテル、5つは国際輸出カルテルである。これら独占連合が支配する商品の主要なものは、農産品および乳製品、また航空運輸サービス、油布などである。

輸出カルテルが市場を支配できるかどうかは、多くの要素に依存する。例えば、カルテルの規模、企業参加の数などである。もしカルテルがごく一部の製品をおさえるだけなら、外部の企業の圧力によって、十分な価格支配力をもちえない。しかし、もしカルテルの構成員が多くなりすぎると内部の矛盾がまた多くなるので、有効的にコントロールする役割を果たすことができなくなる。

輸入カルテルは、資本主義国家の輸入商間で輸入商品の数量、価格及び他の購入条件を協調するために結ばれた協定である。輸入カルテルが十分な買手独占力を持つならば、輸入商品の価格を競争市場価格より安くすることができる。この点においては、売手の側のカルテルが市場に対する力をもつと同じである。OECD加盟国では、輸入カルテルをつくるのは国家の競争にかんする法に違反することになる。それは国内市場に甚大な影響を及ぼすからである。しかし、売手独占に対抗するために作る輸入カルテルは例外である。たとえば、アメリカ硫黄輸出カルテル(SULGXCO)は世界の75%の硫黄供給を支配している。イギリスは硫黄輸入の連合体として全国硫酸協会を作って、輸入価格条件を共同で定め、アメリカの輸入カルテルの価格の支配に対抗している。イギリスのこのようなカルテルは違法とはされない。

独占の市場に対する影響力と非独占企業の市場に対する影響力には大きな差異がある。独占企業は強力な経済力を持ち、国内と国外に広い範囲にわたって販売ネットワークと通信ネットワークを打ち立てているから、市場の情報は非常に速い。彼らは工業所有権（特許、商標、許可証或いは模倣権）をおさえており、経營業務の種類が多いので、相互の間に広範な縦横の関係をもっている。世界市況の変化に大きな対応力をもっている。独占は大部分の商品の生産と販売を自己の手中におさめ、市場のかなりの支配能力をもっている。彼らは商品販売の支配を通して、市場の供給を操り、購買の支配を通じて市場の需要にも影響力をもつ。彼らは商品価格を、自己が高利潤を獲得するに足る価格水準にまもりつづけている。今日世界市場は自由競争の行われている場ではない。独占が強くなっていくにしたがって、市場機能には多くの歪みが発生し、需給の変化には自由競争の時代のように頻繁な変化は生じない。独占価格は弾性を失ってしまうのである。

資本主義による対外貿易の独占と集中の高まり、そして国家が自国企業が対外的に協同した関係を推進するために種々の措置をとることを目指すようになるや、自国企業の海外市場での自由競争の性格は完全に克服することができないとはいえ、この方向での現象は極めて少なくなってくるのである。独占が強まると、世界市場の競争の形式は明かに変化する。異なった国家の独占集団の間の競争が主要な競争様式になるのである。日本、西ヨーロッパ各国、アメリカなど各国の独占企業は常に激しい競争を展開してはいる。戦後初期、アメリカの独占組織は世界のいろいろな商品市場に支配的地位をもっていた。しかしその後、日本と西ヨーロッパ各国の独占組織の発展が速く、アメリカの独占組織の世界市場における地位は弱体化していった。

わが国企業が輸出或いは輸入をおこなうということは、世界市場の競争に参入するという事、競争の法則というのは優勝劣敗、適者生存ということである。企業あるいは一国の世界市場における競争能力の強弱は様々な要因による。それらの要因は、技術水準と生産効率、賃金水準、管理水

準、資源の賦存状況等々である。同時にそれには貿易組織のあり方も含まれている。即ち、貿易組織の規模及び組織間の関係、一般に大手は中小より競争力が強い。連合している組織の規模のものは、分散経営のものよりも力が強い。一言でいうならば、集中と統一は競争能力を強化する一つの重要な要因である。外国の独占組織は、世界市場へ参入するわが国企業の競争相手としてであろうと、相棒の相手としてであろうと、相互の間で利益が衝突する面をもっている。競争の相手としては、両方ともより大きい市場を分捕るために争う。取引相手としては、こっちは買手であり、あっちは売手なのであって、双方の考え方も同じではない。世界市場へ参入するわが国の企業や単位は世界市場がますます集中と独占に向かう局面の中で、集中と統一の原則を貫くことによってこそ、強い力をつくり出すことができるのである。独占の間の矛盾をうまく利用することによって、わが国の経済的利益を守り、利潤の外国への流出を防止することができるのである。もし、分散して外国に対抗すれば、激しい競争の中で小が大と対抗し、弱いものが強いものに対抗する劣勢の地位になってしまい、他者にいいチャンスをあたえてしまう。わが国の甲企業を利用して乙企業を打ち、乙企業を利用して丙企業を打つという具合に、個別撃破され、高い利潤を盗まれてしまうのである。

二 体制改革、外貿権の下放と統一対外

1979年から、わが国は貿易体制改革と外貿権の下放を実行した。6年来の実践の中で、われわれは貿易体制改革に対する認識を大いに豊かなものにした。わが国の元の貿易体制は確かに権力が中央に集中しすぎ、生産と販売がちくはぐで、財務上からは大釜の飯を食う式のひどい弊害が存在していた。この体制は一定の歴史的時期には、わが国の対外貿易の発展に積極的な役割をはたしていたのではあるが、新しい時代のわが国の対外開放、国内の活性化という経済上の必要性に適應することができない。ここ6年来の貿易体制改革は一定の成功をおさめた。これはわが国の各地方、部門

及び企業の対外貿易活動の積極性を引き出すために大きな役割を果たし、わが国国民経済と世界経済の関係を強化するのに大いに役立った。これはわが国の経済発展、科学技術の進歩に優れた役割を果たした。今日、わが国の多くの生産企業は以前よりもずっと世界経済の変化に関心をもつようになり、世界各国の先進技術を積極的に取り入れ、利用するようになってきた。しかし、体制改革にも多くの問題が存在している。主たる問題は、地方、部門、企業の積極性と統一対外との間の矛盾がうまく解決されていないということである。

地方、部門及び企業の積極性を引き出すことと統一対外の矛盾をうまく解決していくことは、わが国の貿易体制改革の所期の目的を達成するための重要な鍵である。体制改革をやっていくためには貿易権限を下放することが必要である。これをなくして、企業を相対的に独立した経済実体として、企業の活力を強化し、商品・貨幣関係をうまく利用してわが国の対外経済貿易を発展させることはできない。しかし、貿易権限を下放しすぎたり、権限を下放する場合、これに対応する強力な経済管理及び行政管理の措置をとることができなければ、統一対外の原則は破壊されることになってしまう。「統一計画、統一政策、連合対外を堅持するという前提の下に、経済的梃子の果たす機能の強化と関連管理制度の整備に応じて貿易権限を下放する」という中央の出した方針は、正確な方針なのである。わが国の元の貿易体制とは対外貿易の完全独占制である。いうなれば、少数の対外貿易専業会社がそれぞれ上級の定めた商品経営項目別に、国家の下達した輸出入計画にしたがって専門別に独占営業するというものであった。いずれの会社も、特定の国際商品市場におけるわが国の唯一の買手或いは売手としての地位に立つ。このような状況のもとでは、統一対外はもともと大きな問題にならない。現在では、わが国の対外貿易に携わる会社の数はあまりにも多すぎ、対外貿易権をもっている企業だけでも1,000余りにもなっている。そのほかに合弁企業2,000社があり、それらはある程度の輸出入権をもっている。このように多くの企業がかなりの貿易自主権をもって

おり、国際市場の価値法則に相当支配されるようになってきている。これら企業は各々独自に、経済的利益にしたがって、輸出入商品の数量、価格および取引先を自由に決定する。管理が十分に行われず商品経営状況が極めて錯綜した条件のもとでは、統一対外、連合対外の原則が守られにくい。わが国企業はここ数年来、海外市場で激しい過当競争、顧客の奪い合い、市場の奪い合い、貨源の奪い合いなどを展開してきているが、こういったことは統一対外、連合対外原則破壊の明かな顕われである。

過去数年にわたって、わが国企業が海外市場で惹き起こしてきた過当競争には、以下のような特徴がある。

- 1 商品の種類が多岐にわたり、過当競争はわが国対外貿易商品のほとんどにわたる。例えば、金属、織物、食糧・食油、化学工業、土畜産、機械、工芸品等々の商品にわたっている。このことは過当競争が局部的現象ではなく、かなり広い範囲で出てきていることを表わしている。
- 2 このような過当競争は、主としては価格競争に現われる。輸出に際しては低価格競争輸出する。自国の企業同士が競争して海外販売市場を奪い合う。輸入に際しては、売手を奪い合い高価格で輸入する。商品の質では競争が行われていない。
- 3 過去数年間にわたって、わが国では貿易権限が下放されたものの、財務体制ではやはりまだ国家が統一収支をとる制度（統収統支制度）である。企業は損益自己負担の責任がない。わが国企業が対外的に過当競争を行っても、基本的にはほとんど生産コスト上からの制約を受けない。低価格競争輸出しても倒産するという現象は起こらない。損失が出た場合、最終的にはいずれにせよ国家に帰せられることになっている。
- 4 近年わが国企業が対外的に惹き起こした過当競争は、出てきてはひっこむといった具合で、厳しく管理するとこの現象は減っていき、ゆるめるとひどくなる。しかし、全体的にみると、この過当競争の持続時間はかなり長い。

上に述べたように、わが国企業の過当競争の特徴は、このような競争には必然的に厳しい破壊性がともなうことを明確に物語る。このような競争は過去数年、わが国に経済的のみならず、また政治的にさえも、少なからざる損失をもたらしたといえる。

先ず第一に、わが国の多くの輸出製品価格は過当競争によって、大幅に引き下げられ、輸出外貨収入の減少をもたらした。また、輸出を支えるための買い入れ競争も、買い入れ価格の高騰を招く結果となった。

第二に、香港とマカオはわが国輸出品の主要な市場の一つであるが、過去数年わが国企業はここで最も激しい過当競争を展開し、当該地域への輸出が停滞状況にある。当該市場はわが国の外貨収入の主要な源泉の一つであるが、現下にあっては貿易収支に赤字が出てきている。

第三に、わが国企業の対外過当競争は海外にも悪い影響をもたらし、わが国の名を一挙に落としてしまった。それはわが国の従来の商品販売ルートを攪乱し、古くからの取引相手の不満を惹き起こしてしまった。同時に何度もいくつかの国にダンピングと指弾され、わが国輸出市場の喪失をもたらすところとなった。例えば、1982年 EC はわが国の輸出するシュウ酸に34%の反ダンピング税を課税した。このためわが国のシュウ酸のヨーロッパへの輸出価格が200ドル高くなり、完全に市場を喪失することとなった。1983年アメリカはわが国のダクロン繊維織物に22%の反ダンピング税を課税した。このため、この製品のアメリカ向け輸出はできなくなってしまった。

このような状況は、明らかに貿易体制改革には、他とちがった特異な点があるということを物語っている。外貿権の下放には、統一対外という大前提が考慮されなければならないということである。この大前提に違反すれば、発動された地方、部門、企業の積極性は、個々の単位或いは地方に対して利益をもたらすかもしれないが、国全体にとっては害となることもありうるのである。国民経済の発展には多少いいことであったとしても、過当競争とか、利益の国外への流出とかによって相殺されてしまい、わが

国の対外経済貿易の発展に損害を与えることになる。外貿権を下放するには一定の節度をきちんとわきまなければならないのであって、対外的に有効な競争上の必要性と、主管部門の管理能力及び水準に合わせて下放すべきであるということは事実の証明する所である。これは決して体制改革と権限の下放を行うべきでないということではない。体制改革を深化させ、権限を下放させればさせるほど、様々な有効な措置によって統一対外原則を確実にやっていかなければならないということなのである。各地方、部門及び企業の積極性を正しい方向に向けて発揮させていかなければならないということなのである。

三 わが国統一対外問題解決の有効な道

体制改革は極めて複雑で、様々な問題が出てくるのは避けられない。重要なのは様々な有効な措置をとること、統一対外原則を確実に貫くこと、過当競争や利益の国外流出を克服することである。ここ数年党と政府はこの問題を重視し、大いなる努力の結果、著しい成果をあげてきている。過当競争、利益の国外流出といった現象を根本的に克服するために、理論的にもまた立法上からも管理を強め、相対的により集中した経営体制を打ち立てることなどに着手し、統一対外と連合対外を確実にやって行くべきであらう。

先ず第一に、わが国の対外貿易にかんする国家統制の原則を広く知らしめ、その貫徹を実行すべきである。対外貿易の国家統制というのは、取りも直さず対外貿易の国家独占制である。この理論はレーニンが提起したものである。それは、貿易の指導権と管理権を国家がにぎり、国家が特別に設けた専門の機構を通して対外貿易を管理するというものである。この理論は統一対外を実現し、グループ・エゴイズムと分散主義に反対する強力な理論的武器である。体制改革を推進し、権限を下放していくプロセスでも、対外貿易の国家統制原則を貫徹していくことこそが、対外貿易の集中的な指導と管理を確実なものとし、混乱の回避を確実なものとしていくの

である。そして、このことによって、各部門と企業は自己の置かれている位地なり、自己のもつ権限なり、どういった方面で努力していくべきかがはっきりと分かるようになるのである。対外貿易の国家統制は対外貿易の全人民所有制というの性格によってすでに決定済みのものであり、貿易権限を下放しようとも、全人民所有制によって国家と人民の利益、このことのため対外貿易を発展させるのだということはすでに決まっているのである。国家が与えた権限を利用して国家に損害を与えたり、国家の利益を損なうことは許されない。

第二に、外貿権を下放し、多くの企業が対外貿易業務に携わるということになったという状況の下では、国は関連単位と個人の行動の法的基準として「対外貿易法」を制定することが必要である。「対外貿易法」によって、法律形式で対外貿易の基本原則、またその国民経済における任務と役割、対外貿易の組織的枠組及び活動、管理・監督の方式、国家管理機構、経営単位と公民の対外貿易における基本的な権限と義務など明確に規定すれば、それは混乱現象の発生を少なくし、またそれを回避させるのに役立つ。

第三に、統一指導と管理の一元化によって、錯綜した指導・管理現象を改めなければならない。指導・管理が錯綜し、多岐に分かれていることが、この領域に混乱を惹き起こす大きな原因となっている。多くの地方、部門が対外経済貿易上大きな権限をもっている。例えば、輸出入会社を設立する場合の審査、許可等の権限をもっている。対外貿易関連単位の指導機関が多くなると、異なった部門の貿易経営権をもつ企業の間で過当競争の条件がつくりだされる。1983年國務院が、対外経済貿易管理を対外経済貿易部に集中させることを明確に規定したのは極めて正確なことであった。外貿権を下放した後、経済貿易管理がうまくいっているか否かは重大なことである。ミクロ面で活性化をはかった後、マクロ面で強力な調節とコントロールをすれば、対外経済貿易が正しい方向に沿って発展するのを保証することができる。対外経済貿易管理の以下のような手段、すなわち関税、

輸出入許可証、数量配分、外貨統制及び外貿經營權の審査など、これらは現実には国家の經濟上の国境を構成しているのである。對外經濟貿易部は上述のような手段を用いて管理をするわけであるが、實質は国家主權を行使して、保護という職能を実行し、わが国に対する外部からの干渉と侵入を防止しているのである。このことによって、わが国國民經濟の發展に有利な對外經濟關係を更に發展させるといふことなのである。對外經濟貿易の管理は、集中と統一によってこそ効果が十分に出るのである。

第四に、これまでよりも集中した對外貿易經營体制を打ち立てるべきである。次のようないくつの面からみれば、對外貿易經營は過度に分散すれば不適切な狀況が生まれる。

- ①バラバラに分散しすぎると國際独占資本との競争に有効に対応できない。
- ②經營が過度に分散することは、現下のわが國貿易商品の實際の狀況に適應していない。わが國は發展途上にある社會主義國であり、工業化の程度は初期段階にある。第一次產品の輸出が輸出總額の45.6%を占めている。工業品輸出の中では輕工業、紡績・紡織製品輸出の占めるウエイトが大きい。主に麻布と生糸の輸出額が大きい。これらの商品の輸出は對外貿易の專門公司の集中經營に適應している。これらは世界市場の市況にタイムリーに対応して外貨收入の増大をはかった方がよい。
- ③わが國の商品貨源は決して豊かではなく、經營も分散しすぎており、その上經營單位も多すぎる。この下では貨源が少ないのに配分を求めるところが多くなり（いわゆる僧多粥少）、人的にも物的にも浪費がもたらされる。
- ④經營体制が分散すると、有効な管理と協調がしにくくなり、統一對外に不利に作用する。

わが國の對外貿易の經營体制は3種の組織によって構成されるべきである。第一は、大宗輸出商品である第一次產品、輕工業品、紡績・紡織品を

集中経営する輸出入公司である。第二は、技術的な機械・電気製品で、生産・供給・販売が一体化した工業トラストとコンツェルン形態の組織によるものである。第三は、業界毎に組織された同業協会によるものである。

第五に、対外貿易経営のチャンネルが多すぎ、同一商品の重複した経営が多く現われ、並列した多くの組織がつくられて、国内では貨源を奪い合う現象が起こっている。低価格乱売の原因はここにあり、なんとかしてこれをなくしていかなければならない。特に対外的な貿易のチャンネルが多くなると、弊害は一層多くなる。並行した組織がいくつか存在するという状況のもとでは、企業間の横の連携をとって、協会といったやり方を通してこれを組織して行くべきである。

第六に、企業の損益自己負担制を実行し、合理的な外貨留成制度を打ち立て、国家の政策上の抜け穴や与えられた優遇を利用しての高価格貨源の奪い合い、過当競争による低価格輸出を防止することに決然たる姿勢で臨まなければならない。